

小林由佳議員の政務活動費等支出に関する刑事告訴を求める決議

小林由佳議員の政務活動費及び政務調査費（以下「政務活動費」という。）の用途をめぐっては、平成 27 年 9 月 2 日に平成 23 年度から平成 26 年度分の政務活動費について住民監査請求がなされ、同年 10 月 29 日付で監査委員から市長あてに当該政務活動費より支出された、チラシ印刷代及びポスティング費用等、計約 1,040 万円を返還するよう勧告が行われ、同月 30 日付で市長から小林議員あてに同金額の返還請求が行われた。

特に、実際には作成、配布されていないとされた議会報告チラシ印刷代及びポスティング費用を政務活動費から支出していた問題については、小林議員に当時雇われていた黒瀬大議員も関与し、この間マスコミにおいても疑惑として大きく報道されてきたところである。

この件に関し、すでに小林議員が発注先の業者を告訴したとしており、地方自治法及び堺市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、市議会の議員が行う市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の向上を図るために必要な活動に要する経費として交付された政務活動費の支出に関し違法行為があるならば、極めて厳正に対処されなければならない。

またこのことは、業者の違法行為にとどまる問題ではなく、市民の負託にこたえ、住民福祉の向上を図る使命を有する市議会の信用を失墜させるとともに、市民の政治への信頼を根底から覆させる問題である。

市民の信用を取り戻すためには、単に不適法に支出された政務活動費の返還を受けるだけでなく、今般の一連の事件の全容を明らかにしなければならない。

この間、堺市議会は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び議会運営委員会副委員長による事情聴取を行い、加えて議会運営委員会の場における両議員からの釈明を受け、一定今般の一連の事件の解明は進んだものの、全容に関する疑惑は払拭できていない。

本件の全容を明らかにするためには、もはや捜査機関の手にゆだねることが必要であると思料する。しかしながら、議会は刑事告訴を行う当事者とはなれない。

以上のことから、小林由佳議員の本件政務活動費の支出をめぐり問題について全容を解明すべく、政務活動費を支出した当事者としての堺市長が、速やかに、本市を代表して刑事告訴するよう強く求めるものである。

平成 27 年 12 月 17 日

堺 市 議 会